

横浜市市民協働推進委員会における部会委員の指名について（案）

横浜市市民活動運営支援事業部会（開催日：8月24日（月））

■部会長は、部会の委員及び専門委員の互選により定めます。

氏名	所属等
泉 一弘	特定非営利活動法人 ふらっとステーション・ドリーム 理事長
清水 靖枝	長屋門公園歴史体験ゾーン 事務局長
堤 剛史	横浜信用金庫 融資部 企業経営支援チーム
※ 時任 和子	特定非営利活動法人 夢・コミュニティ・ネットワーク 理事長
名和田 是彦	法政大学 法学部 教授

※は委員長が指名する委員 任期：平成27年4月1日～平成29年3月31日

横浜市市民活動支援センター事業部会（開催日：6月1日（月））

氏名	所属等
部会長 入江 直子	神奈川大学 人間科学部教授
※ 酒井 正樹	社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
坂口 緑	明治学院大学 社会学部教授
鈴木 やよい	特定非営利活動法人 横浜市民アクト 理事
山根 誠	特定非営利活動法人 親がめ 理事長

※は委員長が指名する委員 任期：平成27年4月1日～平成29年3月31日

横浜市市民協働条例施行規則（抜粋）

（部会）

第9条 市民協働推進委員会に、横浜市市民活動運営支援事業部会及び横浜市市民活動支援センター事業部会を置く。

2 横浜市市民活動運営支援事業部会は、市民公益活動を行う市民等に対する財政的支援に関し必要な事項を調査審議する。

3 横浜市市民活動支援センター事業部会は、市民公益活動を行う市民等に対する活動場所の提供等に関し必要な事項を調査審議する。

4 各部会は、委員長が指名する委員及び次条第2項の規定に基づき市長が任命する専門委員をもって組織する。

（第5項及び第6項省略）

（専門委員）

第10条

2 専門委員は、学識経験のある者、市民公益活動を行う市民等の代表者その他市長が適当と

認める者のうちから、市長が任命する。

(第1項及び第3項から第4項省略)

横浜市市民協働推進委員会部会運営要領 (抜粋)

(所掌事務)

第2条 部会は、次の部会とし、市民公益活動に係る次のそれぞれの事項について調査審議する。

(1) 市民活動運営支援事業部会

- ア 横浜市市民活動推進ファンドの団体登録に関すること
- イ 横浜市市民活動推進ファンドの助成金の交付に関すること
- ウ その他、横浜市市民活動推進ファンドの活用に関し、市民協働推進委員会が必要と認めること

(2) 市民活動支援センター事業部会

- ア 横浜市市民活動支援センター事業の市民活動共同オフィスに関すること
- イ 横浜市市民活動支援センター事業の自主事業に関すること。
- ウ その他、横浜市市民活動支援センター事業に関し、市民協働推進委員会が必要と認めること